

daily コラム

2018年5月2日(水)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル7階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

配偶者(特別)控除の変更点

平成30年から改正適用となります

今年から、配偶者控除及び配偶者特別控除が改正されました。内容をおおざっぱに言うと「配偶者特別控除適用上限が140万円ではなくなった」ということとなります。

ただし、納税者本人(配偶者控除を受ける人)の所得金額によって、配偶者控除や配偶者特別控除の額が増減します。

本人の所得によって変動する配偶者控除

まずは配偶者控除のみで条件を見てみましょう。

- ①本人の合計所得が900万円以下(給与収入のみで計算すると1,120万円以下)の場合→**配偶者控除は38万円**
- ②本人の合計所得が950万円以下(1,170万円以下)の場合→**配偶者控除は26万円**
- ③本人の合計所得が1,000万円以下(1,220万円以下)の場合→**配偶者控除は13万円**
- ④本人の合計所得が1,000万円を超える場合→**配偶者控除は適用されません**

※配偶者の所得はいずれも38万円以下(給与収入103万円以下)であることが条件

配偶者特別控除の変動

今までは38万円超の配偶者の所得によ

って配偶者特別控除が受けられましたが、今回の改正によって本人の所得により、そのパターンが3つに分かれました。また、配偶者特別控除が受けられるのは所得123万円まで(給与収入のみで換算すると201万円まで)となる他、配偶者の所得が85万円(給与収入150万円)までは配偶者控除と同額の控除額となります。

本人の所得	配偶者特別控除額
900万円以下	38万円～3万円
950万円以下	26万円～2万円
1,000万円以下	13万円～1万円

※本人所得が1,000万円を超える場合は、改正前と同じく配偶者特別控除は受けられない

「103万円の壁」は無くなったが……

妻の収入が一定以上あると手取りが逆転したり、税金によって手取り額に差が出てしまう現象を「壁」とよく言いますが、最大の「壁」というのは「社会保険料負担」が発生することです。

この壁は未だに130万円(場合により106万円)以上で発生します。社会保険料関係の法改正も早急にして欲しいですね。



同様に、住民税の配偶者控除・配偶者特別控除も改正が行われました。